

写

19町監第7号  
2019年4月5日

町田市議会議長 若林章喜様  
町田市長 石阪丈一様

町田市監査委員 高野克浩  
同 古川健太郎  
同 山下てつや  
同 森本せいや

#### 2019年第1回定期監査の結果（その1）について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告書を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

## 2019年第1回定期監査結果報告書（その1）

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査  
なお、本監査は都市監査基準に準拠して実施した。

### 2 監査の対象

#### (1) 対象部課

防災安全部（防災課及び市民生活安全課）

文化スポーツ振興部（文化振興課、スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課及び国際版画美術館）

#### (2) 対象事務

2018年度（必要に応じて2017年度以前を含む。）に執行された収入、支出、契約及び財産管理事務

### 3 監査の目的

財務に関する事務について、関係法令等の定めるところに従って適正に執行されているか、また、効果的・効率的かつ経済的に行われているかを検証することを目的として実施した。

### 4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次表のとおり設定した。

#### ○収入事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 債権の金額及び発生時期の確定が不明確になるリスク	ア 調定は、その根拠となる法令、契約等に適合しているか
	イ 調定期間及び手続は適正か
	ウ 前年度収入未済額は確実に調定の繰越しがなされており、また、その期間は適正か
	エ 納入通知は適正に行われているか
(2) 不適正な債権管理が行われるリスク	ア 収入の消し込みは適正に行われているか
	イ 滞納状況と、その理由を明確に記録しているか
	ウ 督促、催告及び時効中断手続は適時適正に行われているか
	エ 不納欠損処理は適時適正に行われているか
	オ 収入事務受託者による収納手続は適正に行われているか

(3) 不正な現金の取扱いが行われ市民からの信頼を失うリスク	ア 収入金等の現金は適正に保管、管理されているか
	イ 現金に係る帳簿は適正に作成され、管理されているか
	ウ 金銭出納員や現金取扱員等責任ある職員による適正な管理が行われているか

○支出事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不正・不要な支出が行われるリスク	ア 支出命令に係る事務は適正か
	イ 支払方法及び時期は適正か
	ウ 予算目的に反する支出はないか
(2) 不正な現金の取扱いが行われ市民からの信頼を失うリスク	ア 前渡金は適正に保管、管理されているか

○契約事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不適正な契約を行うことにより市に損害を与えるリスク	ア 明らかに市が不利となる契約となっていないか
	イ 予定価格は合理的な基準に基づき適正に設定されているか
	ウ 契約手続は適正か
	エ 建物管理に係る委託業務について、契約書・仕様書等に業務範囲、管理区分等の必要な事項が記載されているか
(2) 契約における透明性、競争性が確保されないリスク	ア 業者選定は適正に行われているか
	イ 随意契約による場合、その理由は適正かつ合理的か、また、手続は適正か
(3) 契約が適正に履行されないリスク	ア 契約書・仕様書に基づき履行されているか
	イ 履行の確認は適時適正に行われているか

○財産管理事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 財務諸表の資産の正確性が確保できないリスク	ア 重要物品は適正に管理され、備品台帳と一致し実在しているか
	イ 重要物品の現況確認体制は確立しているか

## 5 監査の実施内容

関係書類の閲覧及び関係職員に対する質問、また、現金等の取扱いや重要物品について実査を行った。なお、監査の対象については、リスクの程度に応じ次表のとおり抽出し、内部統制の検証も併せて実施した。

### ○防災安全部

防災課

	契約件名又は歳出科目
支出事務	2018年度町田市総合防災訓練会場設営委託
	消防ポンプ自動車購入

	契約件名
契約事務	2018年度町田市総合防災訓練会場設営委託
	消防ポンプ自動車購入

(単位:円)

財産管理 事務	重要物品(品名)	取得年度	取得価額	帳簿価額
	車両	2017	16,891,200	16,891,200
	車両	2017	16,891,200	16,891,200

市民生活安全課

(単位:円)

	歳入科目	収入済額
収入事務	総務費雑入/東京都市町村民交通災害共済市町村事務交付金	350,430

	契約件名又は歳出科目
支出事務	民間交番セーフティボックスサルビア運営管理業務委託(9月分)
	民間交番セーフティボックスサルビア運営管理業務委託

	契約件名
契約事務	民間交番セーフティボックスサルビア運営管理業務委託(9月分)
	民間交番セーフティボックスサルビア運営管理業務委託

### ○文化スポーツ振興部

文化振興課

(単位:円)

	歳入科目	収入済額
収入事務	物品売払収入/図録販売代	1,014,760
	教育費雑入/広告掲載料	4,500,000

	契約件名又は歳出科目
支出事務	町田市立博物館総合管理及び本町田遺跡公園警備委託(長期継続契約)
	和光大学ポブリホール鶴川発電機室機械搬入用扉修繕

契約事務	契約件名	
	町田市立博物館総合管理及び本町田遺跡公園警備委託(長期継続契約)	
	和光大学ポブリホール鶴川発電機室機械搬入用扉修繕	

スポーツ振興課

(単位:円)

収入事務	歳入科目	収入済額
	学校施設使用料/町田第一中学校温水プール使用料	2,084,400

支出事務	契約件名又は歳出科目	
	町田市立学校温水プール等総合管理業務委託(長期継続契約)	
	町田市立小中学校夏期プール開放監視及び救助業務委託	

契約事務	契約件名	
	町田市立学校温水プール等総合管理業務委託(長期継続契約)	
	町田市立小中学校夏期プール開放監視及び救助業務委託	

オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課

支出事務	契約件名又は歳出科目	
	パラバドミントン国際大会パフォーマンスエリア委託	
	パラバドミントン国際大会2018PR用横断幕作成設置委託	

契約事務	契約件名	
	パラバドミントン国際大会パフォーマンスエリア委託	
	パラバドミントン国際大会2018PR用横断幕作成設置委託	

国際版画美術館

(単位:円)

収入事務	歳入科目	収入済額
	国際版画美術館使用料/展覧会観覧料	12,016,100
	物品売払収入/図録販売代	4,486,968
	教育費雑入/講習会等参加費	4,372,600

支出事務	契約件名又は歳出科目	
	町田市立国際版画美術館総合管理業務委託(長期継続契約)	

契約事務	契約件名	
	町田市立国際版画美術館総合管理業務委託(長期継続契約)	

(注) 表中の金額は、2019年1月10日現在のものである。

## 6 監査の期間及び実施場所

2019年1月4日から3月27日まで町田市庁舎、町田市立博物館及び町田市立国際版画美術館で監査を実施した。

## 7 監査の結果

監査を実施したところ、おおむね適正に事務が執行されていると認められた。しかし、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので以下に述べる。

なお、都市監査基準第18条に基づき、対象部の長から弁明、見解等を聴取した。

### 防災安全部防災課

#### <支出事務>

##### 【意見】前渡金整理簿においては月末に部長の決裁を受けられたい

町田市会計事務規則第113条では、「資金前渡受者は、前渡金整理簿を備えて、現金の出納を整理しなければならない。」と定めている。

また、会計事務の手引きでは、前渡金整理簿は、月末に部長の決裁を受けることと定めている。

前渡金整理簿の閲覧を行ったところ、部長の決裁を受けていなかった。

主管部課は、町田市会計事務規則にのっとり、適正な会計事務処理に努められたい。

#### <契約事務>

##### 【指摘】町田市文書管理規程にのっとり、到達した文書を適正に扱うべきもの

町田市文書管理規程第11条では、到達した文書は收受の処理をし、回議区分に従って回議すると定めている。

2018年度町田市総合防災訓練会場設営委託契約に係る関係書類の閲覧を行ったところ、本契約約款及び仕様書において定める「完了報告書」は、受託者から提出されていたが、町田市文書管理規程にのっとり文書收受をせず、回議もしていなかった。

主管部課は、契約に基づき提出された文書については、町田市文書管理規程にのっとり適正に扱うべきである。

##### 【指摘】町田市契約事務規則にのっとり、検査の合格を記載した書類を作成すべきもの

町田市契約事務規則第45条第2項では、「課長は、第40条第1項ただし書の規定により検査を行った結果、合格と認めたときは、その旨を記載した書類を作成しなければならない。」と定めている。

2018年度町田市総合防災訓練会場設営委託契約に係る関係書類の閲覧を行ったところ、町田市契約事務規則にのっとり書類が作成されていなかった。

主管部課は、町田市契約事務規則にのっとり、検査の合格を記載した書類を作成すべきである。

## 文化スポーツ振興部文化振興課

### <収入事務>

#### 【指摘】町田市会計事務規則等にのっとり適正に事務を執行すべきもの

図録販売収入に係る事務について、以下の事例が見受けられた。

- 1 町田市会計事務規則第38条では、市長は、特定の歳入について、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、会計管理者と協議の上、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができるように定めている。

市と一般財団法人歴史民俗博物館振興会（以下「歴博振興会」という。）が取り交わした覚書の閲覧を行ったところ、私人に収納の事務を委託している内容であったが、会計管理者への協議は行われていなかった。

- 2 町田市会計事務規則第84条では、特定の経費について、会計管理者は、市長の請求に基づき、出納員又は指定金融機関若しくは収納代理金融機関をして、法令で定める収納金のうちから繰替払をさせることができるように定めている。

関係書類の閲覧及び関係職員への質問を行ったところ、市は、歴博振興会との覚書に基づき、販売価格の2割引で図録を卸し、卸値に販売冊数を乗じた金額を歴博振興会から収納していた。主管部課によれば、歴博振興会は図録を販売することで販売価格の2割を収益として得ており、当該収益は委託販売に係る手数料の意味合いのことであった。しかし、これは同条に定める繰替払をすることができる特定の経費には当たらない。

図録の販売売上から委託手数料を差し引く際には、地方自治法第210条で定める総計予算主義の原則及び町田市会計事務規則第84条第5項にのっとり、繰替使用額である収納事務の委託手数料分の金額を、歳出予算から歳入予算へ公金振替命令により補填する必要があるが、主管部課は歳入予算への補填は行っていなかった。以上のことから、主管部課は法令にのっとり、適正に収入事務を行うべきである。

#### <参考>

##### 町田市会計事務規則

##### 第38条（使用料等の収入事務の委託）

市長は、次に掲げる歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、会計管理者と協議の上、私人に徴収又は収納の事務を委託することができる。

- (1) 施行令第158条第1項各号に掲げる歳入
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条に規定する保険料

##### 第84条（繰替払）

次の各号に掲げる経費については、会計管理者は、市長の請求に基づき、出納員又は指定金融機関若しくは収納代理金融機関をして当該各号に定める収納金のうちから繰替払をさせることができる。

- (1) 指定代理納付者による納付事務に係る委託手数料 当該委託により収納した収納金
- (2) 歳入の徴収又は収納の委託手数料 当該委託により徴収又は収納した収入金
- (3) 下水道事業受益者負担金の報奨金 当該負担金の収入金

- 2 出納員は、繰替払をしたときは、債務者の領収書その他証拠となる書類(以下この条において「証拠書類等」

という。)を徴さなければならない。ただし、会計管理者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 3 出納員は、繰替払をしたときは、証拠書類等を会計管理者に送付しなければならない。ただし、会計管理者が別に指定する出納員については、この限りでない。
- 4 会計管理者は、指定金融機関若しくは出納員から証拠書類等の送付を受けたとき、又は会計管理者が別に指定する出納員から通知があったときは、その旨を課長に通知しなければならない。
- 5 課長は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに公金振替命令により繰替使用額の補填の手続をしなければならない。

#### 地方自治法第210条（総計予算主義の原則）

一 会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

#### 地方自治法施行令第158条（歳入の徴収又は収納の委託）

次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 一 使用料
- 二 手数料
- 三 賃貸料
- 四 物品売払代金
- 五 寄附金
- 六 貸付金の元利償還金
- 七 第一号及び第二号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金

## 文化スポーツ振興部スポーツ振興課

### <収入事務・支出事務>

#### 【指摘】現金に係る帳簿は、町田市会計事務規則にのっとり適正に管理すべきもの

町田市会計事務規則第27条第3項では、金銭出納員は現金出納簿により、同第113条では、資金前渡受者は前渡金整理簿により、現金を整理することを義務付けており、同第115条では、これらの帳簿は毎月末に月計を付さなければならないと定めている。さらに、会計事務の手引きでは、これらの帳簿は遺漏なく記録し、月末に部長の決裁を受けることと定めている。

現金出納簿及び前渡金整理簿の閲覧を行ったところ、両者は同一の帳簿として作成され、収納金と前渡金が混同して記帳されていた。また、前渡金の記帳漏れや、月末の月計処理及び部長決裁の漏れも確認された。

このような状況では、帳簿により正確に現金を把握しているとは言えず、万が一現金を紛失した場合でも、発見できないリスクがある。

主管部課は、町田市会計事務規則にのっとり、現金に係る帳簿を適正に管理すべきである。



## <契約事務>

### 【指摘】仕様書に定める要件について、適切に確認すべきもの

町田市立学校温水プール等総合管理業務委託契約（長期継続契約）の仕様書では、プール室の監視業務に従事する者は、人命救助や水泳指導に係る有資格者でなければならないと定めている。

業務の履行に当たり受託者から提出された関係書類の閲覧を行ったところ、従事者が仕様書に定める全ての要件を満たしていることは確認できなかった。

主管部課は、仕様書に定める要件について、安全性の観点も含め適切に確認すべきである。

## 文化スポーツ振興部オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課

### <支出事務>

### 【意見】適切な現金管理となるよう、町田市会計事務規則等にのっとり適正に処理されたい

町田市会計事務規則第113条では、「資金前渡受者は、前渡金整理簿を備えて、現金の出納を整理しなければならない。」と定めている。また、会計事務の手引きでは、町田市会計事務規則等に基づき備えるべき帳簿は、遺漏なく記録し、前渡金整理簿は、月末に部長の決裁を受けることと定めている。

前渡金整理簿の閲覧を行ったところ、前渡金の精算に係る記載処理がなく、部長の決裁を受けていなかった。

主管部課は、適切な現金管理となるよう適正に処理されたい。

## <契約事務>

### 【指摘】町田市文書管理規程にのっとり、文書を適正に扱うべきもの

パラバドミントン国際大会2018PR用横断幕作成設置委託契約の仕様書では、業務内容として、横断幕の作成、落下防止や施工前の周知などの設置方法や、適宜巡回の保守点検に関して定めている。そして、報告として「作業が終了後に、作業前と作業後を比較できる写真を使用した報告書を作成し提出すること。」と定めている。

関係書類の閲覧を行ったところ、以下の点が見受けられた。

- 1 町田市文書管理規程第11条では、到達した文書は收受の処理をし、回議区分に従って回議すると定めている。しかしながら、提出された「報告書」には、町田市文書管理規程にのっとり文書の收受処理がなく、回議もしていなかった。
- 2 「報告書」は設置作業状況の写真数点のみであった。

主管部課によれば、報告書としては不十分であり、收受印の押印など收受処理を失念していたとのことであった。

主管部課は、町田市文書管理規程にのっとり、文書を適正に扱うべきである。

また、契約どおり業務が適正に履行されたことが確認できる内容となるよう、報告事項を精査されたい。

**【指摘】 契約の履行を確保するため、町田市契約事務規則等にのっとり検査の合格を記載した書類を作成すべきもの**

町田市契約事務規則第45条第2項では、「課長は、第40条第1項ただし書の規定により検査を行った結果、合格と認めたときは、その旨を記載した書類を作成しなければならない。」と定めている。また、契約事務の手引書では、課長が行う検査方法について、原則、契約の相手方から提出された完了又は一部完了の届出書類に、課長が検査を行った旨の表示として合格印を押印するとしている。

パラバドミントン国際大会2018PR用横断幕作成設置委託契約に係る関係書類の閲覧を行ったところ、「報告書」に合格印を押印していなかった。

主管部課によれば、検査は行っていたものの、新たな財務会計システムの稼働に伴う添付書類の省略について、認識が不足していたとのことであった。

主管部課は、地方自治法に定める契約の履行を確保するため、町田市契約事務規則等にのっとり検査の合格を記載した書類を作成すべきである。

<参考>

地方自治法第234条の2（契約の履行の確保）

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（中略）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

## 文化スポーツ振興部国際版画美術館

### <収入事務>

**【指摘】 町田市会計事務規則等にのっとり適正に事務を執行すべきもの**

図録販売収入に係る事務について、以下の事例が見受けられた。

- 1 町田市会計事務規則第38条では、市長は、特定の歳入について、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、会計管理者と協議の上、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる旨と定めている。

市と株式会社東京美術外2者（以下「東京美術等」という。）との間で締結した「町田市立国際版画美術館刊行物販売委託契約書」の閲覧を行ったところ、私人に収納の事務を委託している内容であったが、会計管理者への協議は行われていなかった。

- 2 町田市会計事務規則第84条では、特定の経費について、会計管理者は、市長の請求に基づき、出納員又は指定金融機関若しくは収納代理金融機関をして、法令で定める収納金のうちから繰替払をさせることができると定めている。

関係書類の閲覧を行ったところ、市は、東京美術等との契約に基づき、業務に係る委託手数料として図録の販売売上的一定割合を設定し、東京美術等が販売売上から委託手数料を差し引いた上で、市へ販売代金を納付していた。しかし、これは同条に定める繰替払をすることができる特定の経費には当たらない。

図録の販売売上から委託手数料を差し引く際には、地方自治法第210条で定め

る総計予算主義の原則及び町田市会計事務規則第84条第5項にのっとり、繰替使用額である収納事務の委託手数料分の金額を、歳出予算から歳入予算へ公金振替命令により補填する必要があるが、主管部課は歳入予算への補填は行っていなかった。以上のことから、主管部課は法令にのっとり、適正に収入事務を行うべきである。

**【指摘】金庫の鍵を適切に管理すべきもの**

現金の取扱について実査及び関係職員への質問を行ったところ、つり銭や両替金、収入金等の現金は、事務室内にある金庫に常時施錠の上、適切に保管されていた。

しかし、業務時間中、金庫の鍵は作業機の引き出しに保管しているとのことであった。このような状況下では、管理責任の所在があいまいになるリスクがある。

主管部課は、鍵の保管場所や保管方法を工夫するなど、適切に管理すべきである。

**<契約事務>**

**【指摘】仕様書に定める要件について、適切に確認すべきもの**

町田市立国際版画美術館総合管理業務委託契約（長期継続契約）の業務内容のうち、受付・改札・販売等業務について、仕様書の業務従事者の項目では「業務実施日に、上級救命講習修了者を常時配置する。」と定めている。

業務の履行に当たり受託者から提出された関係書類の閲覧を行ったところ、業務従事者について仕様書に定める要件を満たしていることは確認できなかった。

主管部課は、仕様書に定める要件について、適切に確認すべきである。